

■再編等に関する実施計画

令和6年3月

施設棟番号	F-13		所管部署	子ども家庭部	子ども政策課	児童館係	
施設分類	大分類	子育て支援施設	中分類	幼児・児童施設	小分類	児童館	
施設名称	前田児童館						
所在地	あきる野市 野辺126-4				敷地面積(㎡)		1,144.03
延床面積(㎡)	122.5		構造	RC造	建築年度	昭和59	経過年度 39

計画期間	令和6（2024）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	・設置根拠：児童福祉法、児童館条例 ・設置目的：児童に健全な遊びを与え、健康な身体の育成と豊かな情操を養うとともに児童福祉の向上を図るため、児童館を設置する。 ・対 象 者：0～18歳未満 ・サービスの概要：18歳未満のすべての児童を対象とした、健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とする。
②事業の現状	・開館時間 午前9時から午後5時30分まで (月曜日から土曜日まで ただし、日曜、祝日年末年始を除く) ・利用実績 令和4：243人
③将来的な事業のあり方 (方向性)	・学童クラブとの併設施設ではある。児童館部分においては、18歳未満の方が自由に集まれる交流の場やつながりの場として、引き続き居場所としての機能について検討していく。
④事業の課題	・学童クラブとの併設館においては、一般児童等の来館が少ないことから、今後、子どもの居場所機能についてが課題 ・児童館業務の委託化 ・施設の老朽化（野辺地区会館）

⑤個別施設計画における再編等の方向性(令和3年6月時点)	再編の方向性	移転・規模縮小・集約化								
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和5	建替え 又は 長寿命化改修	令和26	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数	60	
⑥再編モデル案 検討のための施設 特性整理	利用対象	市内特定集団			備考					
	需要傾向	利用需要変化なし								
	規模適正度	スペースが不足している								
	建物活用	多目的利用検討可能		×		・野辺地区会館内設置				
		複合化・集約化によるサービス 水準の向上が期待される		○						
		設置目的と異なる使用状況あり		×						
		単独機能での建物利用が望ましい		×						
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件で の運営は必須ではない）		×						
	利用圏域	小学校区								
	広域化可能性	検討不可								
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある （民間施設）		×						
		利用圏域に同種・類似施設がある （国・都・市施設）		×						
利用圏域に同種・類似施設はない		○								
⑦施策との関連 性	関連施策	第2次総合計画重点施策テーマ4「みんなが支え合い、育て合うまち」（第4章第2節1ー②『成長段階に応じた健全育成』）、あきる野市子ども・子育て支援総合計画								
	説明	第2次総合計画（重点施策）及びあきる野市子ども・子育て支援総合計画で掲げる住民サービス提供のために必要な施設である。								
⑧再編方針及び 修繕・改修等の 考え方	【再編方針】				【修繕・改修】					
	・学校施設長寿命化計画との関連性が高いことから、同計画の期間内は、再編の方向性の選択を留保する。 ・ただし、利用実態を考慮し、施設の効果的な運営が図られる方策がある場合には、別途検討を行う。				・施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施することとする。					
⑨計画実行のスケ ジュール	想定実施年度	想定実施内容・想定額			想定実施年度	想定実施内容・想定額				
					令和8年度以 降令和11年 度まで	大規模改修予定※ ※個別施設計画では、令和5年度実施目安としている が、未実施のため				
⑩計画実行に当 たっの留意事 項	—				・令和11年度までをめどに、大規模改修を実施するか、建替えるかを計画する。					
⑪計画実行後の 課題	・児童館の再編の方向性の検討に当たっては、次期あきる野市学校施設長寿命化計画を考慮する必要がある。 ・その際、庁内関係部署と連携しながら検討していくとともに、市民や関係機関との連携についても考慮する必要がある。				—					